

おたけごんげんしやほうとう
御嶽權現社宝塔

東山（鶴見） 火男火壳神社（御嶽權現社）

県指定有形文化財（建造物）

昭和 50 年 3 月 28 日指定

拝殿の東、神楽殿脇に立っているが、大正 10 年（1921）6 月 10 日付で県に提出した「社格昇進願」添付の境内図では神殿前庭の崖下に立っている。それ以前は鐘楼側にあったが、鐘楼を除去した時に崖下に移したという。現在地に移った時期は不明。

基台上に一重の基礎、首部を有する釣鐘型の塔身を置く。塔身四方は舟型の仏龕をうがち、阿弥陀・釈迦・薬師・觀音の坐像を半肉彫りにしている。笠裏には垂木を彫出、露盤は 4 面を各々 2 区に分ち、中に線刻の蓮華文や壺形文様を彫る。相輪頂部は欠。総高 180cm。塔身の阿弥陀仏龕横に「元かう二ねん壬のへいぬとし二月十五日」の紀年銘あり。元亨 2 年（1322）のことである。基礎側面に和歌らしき文字を彫るが判読は困難。



（小泊 立矢）